

第2回農業経営の法人化に関する意見交換会議事概要（速報版）

1 日時及び場所

日 時:平成14年8月23日(金)13:00～15:30

場 所:農林水産省第一特別会議室

2 出席者

農振興産(株)代表取締役 田中和男氏
(株)イソップアグリシステム代表取締役 門脇武一氏
(株)新井園本店代表取締役 新井重雄氏
ふじやまファーム(株)代表取締役 藤本明久氏
ふじやまファーム(株)監査役 廣田一郎氏
(株)井筒ワイン代表取締役 塚原嘉章氏
ファームガーデン(株)代表取締役 高見澤正氏

(当省出席者)

川村経営局長、林経営局審議官、今井経営政策課長、佐藤構造改善課長、吉村農村政策課長、千代島農地業務室長、下村総務課調査官、西岡首席企画官、木村経営構造対策総合調整官、西川農地流動化調整官

3 議事概要

農林水産省から資料説明を行い、その後意見交換を行った。出席者の主な発言内容は、以下のとおり(順不同)。

(1) 株式会社化の背景・目的等について

親会社は運輸関係の会社である。8年前から農協の依頼を受け、コントラクター事業を1,200町歩程度を行っているが、採算が厳しく撤退も考えた。しかし、農協から、空いている農地で牧草を生産し、牧草を収穫できなかった農家に提供して欲しいと強く要請され、町からの側面支援も受けて、株式会社形態の農業生産法人として、コントラクター事業に加え、4町歩の牧草生産を開始することとした。

高度情報技術等を活用した農業を開始するため、4町村の若手経営者の参画を得て株式会社形態の農業生産法人を設立した。

株式会社は、他の企業との経営ノウハウの連携が図れることや、対外的な信用力が向上することなどのメリットがあり、フードシステムの連携、経営資源の連携により地域の自立型経済が実現できる。

具体的には、JAで扱っていない生パスタ向け硬質小麦を中心に、量よりも機能性を重視し、食品加工業、レストランなど外食産業との連携を展開していきたい。これによって地域を守ることもなると考えている。

株式会社化のねらいは、対外信用力の向上により、企業や量販店との提携が可能となり、安定した販路を確保できると考えたことである。また、販売だけでなく農業生産も株式会社形態で行えるようになったことで、生産と販売との経費の流れが一体化し、財務がシンプルになった。株式会社なら雇用の面でも人が集めやすい。

設立間もないので実績がないが、関連食品加工会社が出資して、安全で安心な食材を提供するという発想で農業生産を始めた。株式会社形態を選択したのは、融資を受ける際に有限会社に比べ有利であるなどのメリットがあるからである。

当社は、昭和59年から株式会社としてワインの醸造をやっており、ぶどう・りんごを扱っている。当時は株式会社による農地取得ができなかったため、個人で利用権の設定を受けてやっていたが、会社の経理と自己の経理を分けるのが煩雑なため、今回0.6ヘクタールの農地を会社自らが取得した。

(2) 農業生産法人制度について

北海道では生前一括贈与に係る納税猶予を受けている農業者が多くいて、一緒に農業生産法人を作ろうというときに、納税猶予の関係で土地を提供できずネックとなっている。当初は参加予定者が十数人いたが、納税猶予の関係で最終的には6人に減少した。法人化に参加したい人が参加しやすいような制度としてほしい。

役員要件は、農業に150日以上従事ということになっているが、冬場はほ場作業ができない北海道の特

性も考えてもらえないか。

設立前には、地域の精密機械やホタテなどの関係者の多くが地域産業の連携・活性化の観点から出資を要望していたが、3年間以上の継続的取引関係が必要という構成員要件を満たせず出資ができなくなる人がいて、当初の事業計画をどんどん縮小し、また一方で、現行の農業者側が4分の3以上を占めるという出資要件から、出資金額を引き上げれば農業者側の負担が増えることとなるので、最小限の1,000万円からスタートせざるを得なかった。

いろんな企業から出資を受けて企業との連携と地域活性化が図られるよう構成員要件を緩和してほしい。また、農業者側の出資負担を軽減する意味で、4分の3以上との要件を緩和してほしい。

自立した地域を作るためには、地元以外からの落下傘部隊というのではなく、農業生産法人の連携という考えがあってもいいのではないかと。中小企業が地域を担っているのであり、地域の課題解決の施策として、地元の裁量で農業生産法人の連携を図ることができるようにしてほしい。

経営の多角化により法人経営の体質強化を図るには、その他事業が農業を上回ってもいいようにするなど事業要件の更なる緩和が必要と考える。

(3) 農地制度その他

現在、農地は10カ所に分散しており効率が悪い。地元でも交換分合により集団化しようとしているが、いろいろ問題があって簡単には進まない。農地の集団化が容易となる制度的工夫をお願いしたい。

農地の権利取得については、相続税の納税猶予の問題(賃貸農地については納税猶予が受けられず、また、納税猶予農地については賃貸、売買すると猶予が打ち切れ、課税される。)があって、規模拡大のネックとなっている。対応をお願いしたい。

お茶栽培は資金回収までは長期を要するので、定期賃貸借のように長期にわたり耕作権を保障することはできないか。

都市部において、不動産会社が農業生産法人を設立し、農地を取得しようとしているという話を聞いたが、営農環境の悪化などが懸念されるので、厳正な審査が行われるようお願いしたい。

中国からのお茶の輸入の影響は避けられない問題であり、本物の日本茶の味を知ってもらうためには、付加価値を高めるための関連事業に取り組んでいく必要があると考えており、このためには、たくさんの資本が必要である。これら関連事業について、融資・補助の対象にして頂きたい。